広島県教育委員会会議録

平 成 ２ ５ 年 ８ 月 ９ 日

広 島 県 教 育 委 員 会

広島県教育委員会会議出席者名簿

平成25年８月９日（金）　13：00開会
15：27閉会

１　出席委員　　大野　徹
二宮　皓
平谷　優子
佐藤　卓巳
細川　喜一郎
下﨑　邦明（教育長）

２　欠席委員　　なし

３　出席職員

教育次長	木原　健
管理部長	樽谷　敏治
教育部長	佐藤　隆吉
参与	高田　英弘
総務課長	畦地　博之
秘書広報室長	寺川　和己
教職員課長	諸藤　孝則
施設課長	岡本　泰宏
教育改革推進課長	福島　崇
高校教育指導課長	古前　勝教
特別支援教育課長	山下　睦子
生涯学習課長	十時　明子

教 育 委 員 会 会 議 定 例 会 日 程

開催日時：平成25年８月９日（金）
13：00～

			頁
日程第１	会議録署名者について		1
日程第２	第 １ 号 議 案	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について	1
日程第３	第 ２ 号 議 案	平成25年度メイプル賞（第１回）の受賞者について	－
日程第４	第 ３ 号 議 案	広島県公立学校教職員人事異動方針について	3
日程第５	第 ４ 号 議 案	教職員人事について	－
日程第６	第 ５ 号 議 案	県立特別支援学校の再編整備について	6
日程第７	第 ６ 号 議 案	広島県生涯学習審議会委員の任命について	－
日程第８	報告・協議１	平成25年度公立学校基本数報告等の結果（速報）の概要について	7
日程第９	報告・協議２	公立学校施設の耐震改修状況調査の結果について	9
日程第10	報告・協議３	平成26年度広島県公立高等学校入学者選抜の実施内容について	12
日程第11	報告・協議４	平成26年度に県立高等学校及び県立特別支援学校高等部で使用する教科用図書の採択について	－
日程第12	報告・協議５	平成26年度に県立義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択について	－

大野委員長：　ただ今から本日の会議を開きます。
直ちに日程に入ります。
まず，会議録署名者の件ですが，本件は会議規則第22条の規定によりまして，私から御指名申し上げます。
会議録署名者として，平谷委員及び細川委員を御指名申し上げますので，御承諾願います。
本日の会議議題は，お手元のとおりです。
議題のうち，公開になじまないものがあれば，最後に回して審議したいと思います。いかがいたしましょうか。

二 宮 委 員：　第２号議案，第４号議案及び第６号議案は，人事に関する案件でございますし，また，報告・協議４及び報告・協議５は，成案となる前の内部検討について報告を受けるものでありますから，審議は非公開が適当ではないかと思います。

大野委員長：　ほかに御意見はありませんか。

（　な　し　）

大野委員長：　それでは，ただ今の二宮委員の発議について，採決します。
第２号議案の平成25年度メイプル賞（第１回）の受賞者について，第４号議案の教職員人事について，第６号議案の広島県生涯学習審議会委員の任命について，報告・協議４の平成26年度に県立高等学校及び県立特別支援学校高等部で使用する教科用図書の採択について，報告・協議５の平成26年度に県立義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択については，公開しないということに賛成の方は挙手願います。

（ 全 員 挙 手 ）

大野委員長：　全員賛成と認めます。
したがいまして，本日の議題は，第２号議案，第４号議案，第６号議案，報告・協議４及び報告・協議５を公開しないで審議することといたします。

第１号議案　教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

大野委員長：　それでは，第１号議案，教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について，事務当局から説明してください。

畦地総務課長：　それでは，第１号議案，教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について，御説明を申し上げます。
この点検及び評価の対象施策につきましては，「ひろしま未来チャレンジビジョン」及び「広島県教育委員会主要施策実施方針」を本県の教育振興計画と位置づけているところでございますので，この実施方針に掲げる９つの施策を対象としております。
この度，教育に関して学識経験を有する方からいただいた御意見などを参考にしながら，各施策の実施状況について総括するとともに，今後の取組方向などを取りまとめ，整理したものでございます。
資料につきましては，委員の皆様方には素案として見ていただいておりますけれども，本日お配りしておりますのは，指標等の数値を現時点での最新の値に時点修正をしましたり，分かりにくい部分について文言を直したりするなどの適宜修正を行ったものでございます。
取りまとめの一例を具体的に説明させていただきたいと思います。資料の15ページを御覧いただければと思います。
この15ページの下段に，「生徒指導上の諸問題対策の推進」について記載をしております。
こちらに記載している「平成24年度の主な成果」，「残された課題」を簡単に説明いたしますと，公立中学校における暴力行為は前年に比べ減少はしているものの，公立小学校，公立高等学校における暴力行為は前年に比べ増加している。暴力行為などの生徒指導上の諸問題を特定の学校で特定の生徒が繰り返している状況があるということでございます。

平成24年度当初においては，昨年度の点検・評価報告書にも記載したとおり，「不登校対策実践指定校を生徒指導実践指定校と改めまして，不登校対策に加えて，暴力行為やいじめ等も含めた総合的な視点からの学校の取組支援」をしておりましたが，発生件数等を把握・分析したところ，特定の生徒が問題行動を繰り返している状況があることが判明し，課題ある生徒に対して計画的な家庭訪問を行うようにするなど，指導を強化いたしたところでございますが，なお依然，特定の学校での問題行動の発生件数が高止まるなど，大幅な改善が見られないということでございまして，このページの右の欄の「平成25年度の取組方向」に記載しているとおり，「暴力行為が多発している学校に，生徒指導・学習指導・学校経営支援を担当する学校支援プロジェクトチームを派遣する」というスキームで平成25年度の重点事業として予算要求を行い，この４月から実施しているところでございます。

この取組につきましては，集中対策校を32校指定いたしまして，派遣計画に基づいてプロジェクトチームを派遣し，集中的な学校訪問指導をするものでございます。これらの集中対策校32校につきましては，暴力行為等の発生件数のみならず，その発生状況や学校経営の状況等についても，毎月点検・検証を実施しておりまして，各学校の生徒指導体制の把握や分析を行っているところでございます。各学校の生徒指導体制の状況を踏まえまして，例えば，問題が多く発生している学校に対しては，派遣計画を適宜見直して，急遽プロジェクトチームの派遣回数を増やすなど，臨機応変な対応をしております。

一例を説明させていただきましたけれども，このように９つの施策に掲げる項目ごとに，同様に整理をしております。

今後も，「ひろしま未来チャレンジビジョン」及び「広島県教育委員会主要施策実施方針」に基づきまして，「広島で学んで良かったと思える日本一の教育県の創造」に向けて，着実に取組を進めて参りたいと考えております。

なお，「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」では，「『点検・評価』の結果に関する報告書を作成し，これを議会に提出するとともに，公表しなければならない」と規定されているところでございます。このため，本日御審議いただいた「点検・評価」の結果につきましては，38ページ以降の「参考資料」と併せまして報告書として取りまとめ，県議会へ提出の上，今月の文教委員会で説明するとともに，県教育委員会のホームページにおいて公表するよう考えているところでございます。

説明は以上です。御審議のほど，よろしくお願いいたします。

大野委員長：　ただ今の説明に対して，御質問又は御意見等はございませんか。

佐 藤 委 員：　お尋ねをしたいのは，一例を挙げて御説明いただきましたそれ以外のところで，耐震化の件でございます。昨今の新聞に掲載され，広島県の耐震化比率が最下位だということは，県民皆知ることになったわけですけれども，これを作成されている中において，そういった状況は，まだ分からなかった時点だろうと思います。今回，新聞記事で発表されて，それを受けて何か修正をしなくてはいけないようなことが，この中にあるのかどうか，お尋ねをします。

畦地総務課長：　公立学校施設の耐震改修状況につきましては，本日の日程第９，報告・協議２で，発表状況も含めまして詳細な状況について，御協議いただくことになっておりますけれども，基本的には，県立学校の場合は，平成27年度に耐震化完了という計画で進めて参りまして，小・中学校につきましては，耐震化計画が27年度中にできない部分について，引き続き働きかけを強化して，さらなる取組を行っていこうというような状況でございます。

佐 藤 委 員：　当然，やっていかれるということを決められた中で，まだ数字が適正化されてないという状況の中で，マスコミ報道があったものですから，それに殊更，またうたい上げることもないと思います。着実にこの方向でやっていただければと思います。

大野委員長：　具体的には，後ほどの日程第９で報告を受け，協議をして参りたいと思います。

二 宮 委 員：　今次の点検・評価の報告は，私はこれでいいと思いますが，来年度の点検・評価についてですが，34ページの教育委員会の活動について，我々が点検・評価する場合に，学校訪問は，大変，私としては充実していますけれども，訪問しっ放しになっているような評価になりますとどうかと思います。訪問して教育委員の中で，それぞれの視察の成果といいますか，勉強の課題について意見交換，報告して共有しているかどうかと，そういう視点を出していただいて，私たちはやっているつもりですが，我々自身が評価するのがいいのではないかということで，件数は書いてございますけれども，来年度に向

けて，それは追加してみていただくことで検討していただきたいと思います。

細 川 委 員：　先ほど御説明がありました点に関連しまして，17ページの児童生徒の体力・運動能力の向上についてですが，現場でお聞きする声に，学力の面というのは，それぞれにおいて，ああしよう，こうしようというところがあって，学校の方でも確立されているようですが，体力・運動能力の向上について，非常に悩んでおられて，どうやったら向上するのだろうかということは，この前もお聞きをしたのですが，具体的にここに書いてある25年度の取組方向を，もう少し現場に分かりやすく，具体的に指導されるというお考えはございますか。

佐藤教育部長：　握力やボール投げという部分の体力が全国に比べて低いという状況はございます。こうしたことにつきましては，各市町教育長会議及び県立学校長会議等でお示しをして，各学校でしっかりとこういった部分について強化を図っていただくようにという指導はしているところでございます。

下﨑教育長：　これにつきまして，体力・運動能力を向上させる取組を奨励しようということで，学校単位の表彰，それから個人の表彰をしております。これは運動能力が高い結果が出たところだけではなくて，伸びが非常に著しいところを表彰することによって，顕彰して広めようとしております。また，そういう取組をしているところは，どういうことをして成果が上がったと，だから，それを普及させると，そういうことを具体的に進めているところですので，これをもう少し徹底をして参りたいというように考えております。

平 谷 委 員：　12ページ以降ですが，非常に詳細に報告がされていて，これをホームページなどで公表していかれると思いますけれど，恐らく専門の人でないと，12ページ以下を見ても分かりにくいだろうと思います。そうすると，一般県民の方に見ていただくものというと，その前のところの２ページから７ページまでの概要版が中心になるのかなと思います。これを見ると，成果と課題，そして評価，更に，取組ということで，結構連動しているように見えるのですが，整理の仕方が少しばらばらです。第２は一覧表になっていたりということで，きちんと見ると全部つながっているので，来年度以降ということでいいと思いますので，少し連動性を持って，一般県民が見て分かりやすい概要版，現状，課題，評価，そして今後の取組ということが一覧性があるような形で整理していただけると非常に分かりやすいし，一般県民の方でも理解がしやすくて，県教委がどこに力を入れておられるか，どこに課題意識を持って，外部評価の方もどのような課題があると指摘されているかが，より分かりやすくなっていいと思います。内容的には，これでいいと思うので，編集方法みたいなところで御検討いただければと思います。

大野委員長：　御意見として承って，これからの取組に生かしていただきたいと思います。
　ほかに御意見，御質問ございますか。

（　　な　　し　　）

大野委員長：　それでは，以上で本件の審議の終わります。
　採決に移ります。
　原案に賛成の方は挙手願います。

（　全 員 挙 手　）

大野委員長：　全員賛成と認めます。
　よって，本案は，原案のとおり可決されました。

第３号議案　広島県公立学校教職員人事異動方針について

大野委員長：　続いて，第３号議案，広島県公立学校教職員人事異動方針について，事務当局から説明をしてください。

諸藤教職員課長：　それでは，第３号議案の広島県公立学校教職員人事異動方針について御説明申し上げます。
　人事異動方針につきましては，８月の教育委員会会議で御審議いただき，公表をしているところでございます。今後，校長による教職員へのヒアリングや適材適所の配置のための十分な情報収集を検討して，効果的な人事異動を行って参ります。

平成26年度の人事異動方針につきましては，昨年度までの方針を継続することとしております。毎年，年度を冠した人事異動方針を付議しているところでございますけれども，方針を毎年大きく変更することがないことから，本年度から年度をはずして提案をさせていただきます。来年度以降につきましては，変更がある場合に，その変更点を提案させていただきたいと思います。

それでは，人事異動方針についての御説明をさせていただきます。お手元の資料を御覧ください。

まず，第１の「人事配置について」でございます。昨年度と同様，「同一校在職期間の適正化」を図る観点から，在職年数の目安を明示しつつも，在職年数による画一的な人事異動とならないよう配慮し，人事交流を積極的に推進するとともに，学校の特色づくりや個々の教職員の適正を考慮し，適正な人事異動を行って参りたいと考えております。

次に，第２の「管理職人事」についてでございます。管理職の任用と配置につきましても，昨年度と同様とし，日頃の実績を踏まえ，管理職への任用及び適材適所の配置を行って参りたいと考えております。

なお，管理職の広域人事により，地域のことが分かる管理職がおらず，学校と地域との連携に支障をきたすのではないかとの声もございますことから，広域にわたる管理職人事を進めるに当たりましては，地域と連携・協力し，開かれた学校づくりを進めるとともに，地域の特色を生かし，地域に密着した教育活動が展開できるよう，可能な限り校長あるいは教頭のいずれかは地元出身者を配置するなど，配慮に努めて参りたいと考えております。

また，校長及び教頭への女性の任用につきましては，男女共同参画社会をめざし，男女を問わず，職員の意欲，能力，適性等を勘案し，適材適所の観点から，引き続き積極的に推進していくこととしております。

最後に，第３の「校長意見の尊重及び市町教育委員会との連携等」でございます。引き続き，校長の意見を尊重するとともに，市町教育委員会との緊密な連携のもとに，適材適所の配置を行って参りたいと考えております。

説明は以上でございます。御審議のほど，よろしくお願いいたします。

大野委員長：　ただ今の説明に対して，御質問又は御意見等ございますか。

佐 藤 委 員：　学校訪問をさせていただきますと，校長先生を初めとする管理職の方々が，学校経営の方針の中で，いろいろ自分が校長なりになられてから，この学校に対してこういうところを大事にしてやってきたんだというお話をよくお聞きします。実際，学校の中も訪問させていただいても，各所にその思いというのが反映されております。人事異動に伴って，また新しい方が新しいことを取り入れようとされますと，生徒の混乱を起こすこともあり得るかもしれません。そういう面では，現在の学校で大切にされている方針というものを事前に認識するというか，それを見て，自分でそれをどうお考えになられるか，そういった意見もお聞きになりながら配置を考えていただければと思います。

難しいのかもしれませんが，全てを変えられることが本当に必要な学校もあるかもしれませんが，おおむねやってこられたことを６年間，あるいは３年間の学生の期間中に大きく変えられたら混乱が起こる気がしてなりませんので，何か御配慮いただければということを意見として申し上げておきます。

大野委員長：　今の御意見に関して，何かございますか。

諸藤教職員課長：　学校が，異動によって混乱が生じるということにならないように，スムーズな移行ができて，かつ校長が考える学校経営がきちんと進むような形をとるような人事異動というものを考えていきたいと思います。

佐 藤 委 員：　合唱を大事にしている学校，みんなで歌を歌って，生徒は共同，共有して，それを情緒教育の中に生かそうとされている学校や，あいさつを大切にして，毎日の朝のあいさつをしっかりとやるんだというお考えの学校，いろいろ学校によって特色がありますものですから，そこへ今度，換わられる方が，もうおれは合唱はいいんだと言われたら，またこれも困ったものではないかという老婆心でございまして，お伝えをしておきます。

下﨑教育長：　人事の作業を始めるにあたり，校長の学校経営方針，それから人事異動との考え方，いわゆる人事を含めた校内体制の考え方ということをしっかり聞くようにしてます。今言われたように，ここは音楽なり合唱を大切にして，それを歌わせている。だから，そういった必要な人材を補強してもらいたい，現状維持をしっかり守ってもらいたい，そういういろいろな意見をお聞きしますので，やはりそこは校長の学校経営方針をしっかり踏まえた上で，どういう人事をしていくか。新しさも必要なところもありますので，

そういうことを十分勘案しながら，しっかり校長の意見をお聞きして検討していくようにして参りたいと思っております。

平 谷 委 員：　管理職人事の（２），女性の管理職任用について掲げてあります。教職員の方だけでなくて，一般社会においても，男女共同参画社会の実現のため，女性の任用をということは進める一方で，なかなかいろいろな限界，課題があります。この点に関しての県の人事の関係での課題と，それに対してどういうフォローをされているのかというようなことについて，具体的なところが何かあれば教えていただけたらと思います。

諸藤教職員課長：　人事異動につきまして申し上げますと，今の管理職につきましては，先ほど申しましたように男性だから女性だからという形ということではなくて，そこにありますような意欲，能力，適性を勘案して人事をするということで努めて参ります。

　人事的な意味でいろいろな取組としては，例えば，今年度初めて育休明けの職員に対する研修というものも立ち上げて，11月に実施するということで，今，企画をしているところでございます。そういったことで，様々な観点から配慮というところも考えながら進めているところでございます。

平 谷 委 員：　今の育休明けの件は，管理職に特化した話ではないですよね。どこの場面でも，今の社会の実態を踏まえて，女性が管理職になりたがらないという問題も一方ではあるわけですけれども，家庭と仕事の両立というような観点から，つまり管理職になった場合に，何らかのフォローがあるというような形，女性管理職の方への支援というようなことが検討なり，実際に何かされているのかどうなのか。特に中学校，高等学校の女性管理職というのは，なかなか割合が増えないというのは，別に県教委に限った話ではなくてあると思いますが，そういうような配慮というのは，何かあるのでしょうか。

諸藤教職員課長：　教育委員会として，校長，管理職の先生方のいろいろな状況であるとか，あるいは考えられることというのは，非常に大切に，連携したり意見を常にお伺いしたり，状況を把握するというようなことに努めておりまして，個別に個々の困っていることであるとか，悩んでおられることがあれば，それは個々にケース・バイ・ケースで対応を丁寧にするということについては，やっているところでございます。

平 谷 委 員：　あまりないのですかね。教職員の女性管理職の方について，家庭との両立が難しいから管理職には望まれない，むしろ管理職になってほしいと周りが望むような方について，御本人の意向として，能力はあっても管理職になるということを望まれない方に，いかに管理職になっていただくかみたいなことの課題は，教職員の方についてはないのですか。

下﨑教育長：　今言われるようなケースは，私はいろいろ経験をしておりまして，校長時代も個々に話をしていこうかということで，やはり最後の選択というところで教科を中心にとるというようなこともあります。ただ，我々が考えているのは，管理職の養成部分で，できるだけ早めに研修をして，管理職になっていくような意識付けなり，それから資質の向上なりということをしていく時に，できるだけオープンに女性の方も研修に入ってきてもらって，その中で管理職としての働く意義なり思考なりを育てていくということしか，ちょっと手がないかな。働き方の問題については，なかなか難しいということがあります。

　それからもう一点，校長会等で，特に特別支援学校は，割と女性管理職が多いのですけれど，そういう会を持たれておられますので，我々の方は出させてもらって，直接御意見を聞き，そこで何か我々ができることはないかということは，いろいろお聞きはするわけですけれど，制度としてとか仕組みとしてというのは，少し難しいかなというように考えております。

平 谷 委 員：　知事も男女共同参画，女性の能力活用ということを言われて，健康福祉局に新しい部もつくられています。そういうこともあって，能力のある方に管理職になっていただくに当たって，どのような支援ができるのかというようなことは，私は教育委員会で少し検討していただいてもいいのかと思います。そういう環境が整えば，これは家庭の理解というのが前提にあるので，教育委員会だけで全部できるわけではないですけれど，環境が整えば管理職になってもいいという能力のある方について，きちんと管理職になっていただくための仕組みを，少し先の話として御検討いただけたらと思いますので，意見として申し上げておきます。

下﨑教育長：　先ほど諸藤課長が言いましたけれども，今年から育休明けにすんなり学校へ戻って，ブランクはどうしてもありますので，それを埋める研修をということで計画しているわけですけれども，これもそういう意味合いでは，やはりブランクがあって，なかなかそ

ういう管理職ということも考えにくいということが出てくることのないように，一つの管理職への出発点といいますか，そして，先程の特別支援学校とのことで，何ができるかということも引き続き検討をしていきたいと考えております。

大野委員長：　ほかに御意見，御質問等ございますか。

では，私の方から，やはり先程の説明の中でも，できるだけ地域の方との連携を大切にするために校長，教頭いずれかは地元出身者をというようなお話があったと思います。それも大切なことだと思いますし，その該当がないにしても，教職員の中に，地元の人がいるということで心強いということもあるかもしれませんし，あるいは，母校へ返してさしあげるというようなこと，それで出身の学校に校長先生，教頭先生，あるいは教職員の皆さんをということで，愛校心というものが学校を非常に活性化するという事例が，これは広島市教委で基町高校さんあたりでは，そういう取組をされているやにも伺いますし，我々としても，やはりそういった視点も持っておいてほしいということを意見として申し上げておきたいです。

もう少し地域との関係を大切にしようということであれば，校長も教頭も一散時に換えるということではなくて，やはり顔がつながっていっているということも配慮した上で取り組んでいけたらなということを考えておりますので，意見として申し上げさせていただきたいと思います。

ほかに御意見，御質問等ございますか。

（　な　し　）

大野委員長：　それでは，以上で本件の審議を終わります。

採決に移ります。

原案に賛成の方は，挙手願います。

（　全 員 挙 手　）

大野委員長：　全員賛成と認めます。

よって，本案は，原案のとおり可決されました。

第５号議案　県立特別支援学校の再編整備について

大野委員長：　続いて，第５号議案，県立特別支援学校の再編整備について，事務当局から説明をしてください。

福島教育改革推進課長：　第５号議案，県立特別支援学校の再編整備につきまして，説明いたします。

お手元の資料，１ページの「１　要旨」を御覧いただきたいと思います。

現在，肢体不自由に対応しております広島特別支援学校を，平成28年度を目途に，肢体不自由と知的障害に対応しました特別支援学校とすること，併せまして，知的障害のある児童生徒の就学区域につきまして，広島北特別支援学校の就学区域のうち，安佐北区の白木地区及び高陽地区並びに安佐南区の祇園地区を，広島特別支援学校の就学区域に変更するものでございます。

広島特別支援学校に知的障害のある児童生徒を受け入れる理由でございますけれども，「２　理由等」の「(１)」，「①」にございますように，１つには，広島北特別支援学校の教室不足を緩和するためでございます。広島北特別支援学校の在籍者数は，近年増加の傾向にございます。平成25年５月１日現在280人で５教室が不足しており，仮設教室等で対応しているところでございます。また，校地に余裕がないため，新たな校舎の建築も難しいという状況でございます。一方で，広島特別支援学校の在籍者数は，平成25年５月１日現在90名となっておりまして，今後，在籍者数の大幅な増加についても見込まれていないという状況でございます。

このような状況を踏まえまして，広島北特別支援学校の近隣にあります広島特別支援学校を，新たに知的障害のある児童生徒も受け入れる学校とすることによりまして，教室不足を緩和し，児童生徒の教育的ニーズに応えることが期待できると考えております。

それから，２ページを御覧いただきたいと思います。２ページの冒頭，「②」にございますとおり，理由の２つ目といたしましては，広島特別支援学校に知的障害のある児童

生徒を受け入れることによりまして，それに伴う教育的な効果が期待できるということでございます。

広島特別支援学校には，重度障害者が多く在籍しておりますことから，これまでの肢体不自由のある児童生徒に対する教育に，知的障害のある児童生徒に対する教育を併せまして，それぞれの専門性を生かした形で，一人一人の障害の状態等に応じました，よりきめ細かい指導を充実させるという効果も期待できるのではないかと考えております。

続きまして，「（２）就学区域の変更」でございます。資料２ページ，「(２)」にございますとおり，広島北特別支援学校の就学区域のうち，安佐北区の白木地区及び高陽地区並びに安佐南区の祇園地区の児童生徒につきましては，広島特別支援学校に通学する方が，より交通の利便性も高く，通学時間の短縮も期待できるのではないかと考えております。

なお，広島北特別支援学校に設置をしております職業コースに係る就学区域については，従前どおりとしたいと考えております。

今後の予定につきましては，「３」にございますとおり，広島特別支援学校には，知的障害のある児童生徒の受入れに必要な普通教室などを整備する予定でございます。

また，広島特別支援学校への知的障害のある小学部及び中学部の児童生徒の受入れにつきましては，この教室の整備が完了いたします平成28年度を目途に開始をし，高等部におきます知的障害のある生徒の募集につきましても，同時に，28年度から学年進行という形で実施をしたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

大野委員長：　ただ今の説明に対して，御質問又は御意見等ございますか。

佐 藤 委 員：　この案件だけではないですが，たしか以前の広島南特別支援学校呉分校の再編整備の時にも感じたのですけれども，設備が狭くなってきた，学生数が増えることによって非常に手狭になり，なおかつ敷地内に増設できないがゆえに，他の学校へ一部の生徒を移動させるというケースの御説明があって，今日まできていますし，今回も同じようなケースです。今後，知的障害のある生徒の数が増加していくであろうと思われますし，実際そういう状況です。かつての特別支援学校の配置，何かの基準で恐らく配置されてこられたものが，根本的に見直す必要がある時期にきているのではないかという気がいたします。これは，この案件に対してどうこうではないですけれども，是非，事務局の方で原点に立ち戻られて，一体広島県内でどういう配置，どういう機能を持った学校を置くのが一番いいのかということの研究はしていただきたいという気がいたしまして，意見として申し上げます。

大野委員長：　ただ今の御意見について，何かございますか。

福島教育改革推進課長：　今，佐藤委員から御指摘がありました点につきましては，私どもも問題意識をもっておりまして，今後も特別支援学校の児童生徒の在籍者数，特に知的障害，あるいは高等部の生徒というのは，増加が見込まれるところでございますので，なるべく先を見越した形で，対応ができるように，我々も内部で検討したいと考えております。

大野委員長：　ほかに御意見あるいは御質問等ございますか。ございませんか。

（　　な　　し　　）

大野委員長：　それでは，以上で本件の審議を終わります。

採決に移ります。

原案に賛成の方は挙手願います。

（　全 員 挙 手　）

大野委員長：　全員賛成と認めます。

よって，本案は，原案のとおり可決されました。

報告・協議１　平成25年度公立学校基本数報告等の結果（速報）の概要について

大野委員長：　続いて，報告・協議１，平成25年度公立学校基本数報告等の結果（速報）の概要について，事務当局から説明してください。

寺川秘書広報室長：　それでは，報告・協議１の平成25年度公立学校基本数報告等の結果（速報）の概要につきまして，特徴のある事項を御説明をさせていただきます。

資料１ページを御覧ください。

これは，平成25年５月１日現在の県内の国・公立・私立の学校に関する基礎数値を速報値として取りまとめたものでございます。

上の枠囲みの方にポイントを記載しておりますが，まず，学校数につきましては，昨年度と比較いたしますと，小学校におきましては，呉市，北広島町，三原市を初め６市町で統廃合が行われ，６校が新設，29校が廃校となった結果，総数で23校の減となってございます。中学校におきましては，呉市，尾道市で統廃合が行われ，１校が新設，３校が廃校となり，総数で２校の減となってございます。高等学校及び特別支援学校におきましては，増減はございません。

次に，児童生徒数でございます。今年度におきましても，小・中・高等学校とも児童生徒数の減少は続いております。一方で，特別支援学校におきましては，2,340人と前年度より80人の増となっており，これは，14年連続しての増加，調査開始以来最多となっているところでございます。

本資料の５ページには，児童生徒数の過去の推移，６ページには，基礎数値の詳細を添付しておりますので，後ほど御覧いただければと存じます。今後，この詳細データを確定値として取りまとめ，県教育委員会のホームページで公表をして参りたいと考えております。

続きまして，７ページを御覧いただきたいと思います。

平成25年３月の中学校，高等学校，特別支援学校における卒業後の状況調査の概要でございます。こちらも上の方に枠囲みでポイントを記載しておりますが，１の中学校卒業者における進学率，これは98.0％となっており，前年度と比べ0.1ポイントの減少ということでございます。

次に，高等学校卒業者における進学率は，58.9％となっており，前年からは，0.4ポイント上昇ということでございます。

次に，３の特別支援学校中学部・高等部の卒業者についてでございます。中学部卒業者数は168名で，進路については，おおむね前年同様でございます。高等部卒業者数は388人，このうち進学者は５人，進学率にしますと1.3％となってございます。また，就職者は101名，率にして26％であり，前年度と比べますと1.7ポイントの上昇ということでございます。

11ページ以降に調査の詳細を添付しておりますので，これも後ほど御覧をいただければと存じます。

説明は以上でございます。

大野委員長：　ただ今の説明に対して，御質問また御意見等ございませんか。

佐 藤 委 員：　学校訪問させていただいて，福山北特別支援学校にお邪魔した時に，就職希望者が増えてきていることをお聞きして，実際こうやって見てみると，昨年に比べて19人，就職をされた方が増えています。各学校の教育現場においても，積極的な就職指導やあっせんをされておられました。周辺の企業に対しても広報を通じて就職，求人の内容などを学校に届くようなことを考えておられた。そういった成果があらわれているのかなと思いますが，事務当局としては，就職者数が増えていることの一番の効果というか，何をしたからこうなってきたということが，お分かりであれば教えていただきたいと思います。

佐藤教育部長：　平成23年度から実施しております特別支援学校就職支援プロジェクトというものを行っておりますけれども，そこで県独自に開発をいたしました認定資格による技能検定というものを行っております。今年度は，５分野につきまして，年２回行っているところでございます。こうしたことによりまして，平成18年３月の高等部卒業者の就職率は，全国最下位という状況でございましたけれども，平成23年３月の卒業者の就職率は，全国平均を上回るという状況になってございます。今後ともこういった支援プロジェクトを通じまして，生徒たちのやる気をもっともっと育成していきたいと考えております。

大野委員長：　企業としては，障害者雇用というものの法律が，より企業からすれば厳しくなっている。障害者の皆さん，特別支援学校卒業生の皆さんにとっては，非常にチャンスが増えたということも言えると思いますので，引き続き，やはり企業とのパイプを，いろいろなところで強くしていけば，もっともっとチャンスを生かせると思いますので，よろしくお願いしたいということを意見として申し添えておきます。

ほかに御質問，御意見ございませんか。

（　　な　　し　　）

大野委員長：　それでは，以上で本件の審議を終わります。

報告・協議２　公立学校施設の耐震改修状況調査の結果について

大野委員長：　続いて，報告・協議２，公立学校施設の耐震改修状況調査の結果について，事務当局から説明をしてください。

岡本施設課長：　報告・協議２につきまして，御説明します。

資料１ページを御覧ください。

文部科学省は，「公立学校施設の耐震改修状況調査」の結果を８月７日に公表いたしました。

２の調査内容を御覧ください。

調査項目は，平成25年４月１日現在の「校舎等の耐震改修状況」及び「非構造部材の耐震点検・耐震対策状況」の２項目でございます。

まず，「校舎等の耐震改修状況」について，本県の状況を御説明します。

３を御覧ください。

「耐震化率」，「耐震性がない建物」及び「耐震診断実施率」に関しまして，各校種ごとに今年度と昨年度の数値を対比させています。

アの「耐震化率」でございますが，小・中学校については，68.6％で，昨年度からの伸び率は6.1％と全国７位の伸び率でございましたが，引き続き全国最下位であり，厳しく受け止めております。高等学校の耐震化率は74.2％で，昨年度からの伸び率は11.3％と全国１位となり，全国順位も45位から40位となりました。特別支援学校は82.7％で，昨年度からの伸び率は7.3％で，全国順位は42位でございます。

イの「耐震性がない建物」は，小・中学校が745棟，高等学校が273棟などとなってございます。

続きまして，２ページを御覧ください。

（２）「県内公立小・中学校施設の耐震化状況」です。表の右側に耐震化完了時期の見込みを記載しておりますが，坂町，大崎上島町，世羅町の３町が既に耐震化を完了しており，残る20市町のうち17市町が平成27年度までに耐震化を完了する見込みでございます。一方，尾道市，呉市，福山市の３市は，平成28年度以降の耐震化完了見込みとなっている状況でございます。

続きまして，３ページを御覧ください。

（３）にありますとおり，県ではこれまで，全ての市町が平成27年度末までに耐震化が完了できるよう，手厚い国庫補助事業の積極的な活用を促すとともに，市町ごとに現状と課題を分析した「耐震化推進カルテ」を県・市町共同で作成し，情報の共有化を図り，具体的対応策の検討を行うなどの取組を行って参りました。市町の御努力とこうした取組の結果，昨年のこの時点では，５市２町が「平成27年度末までの耐震化が困難」としておりましたが，現時点では３市となっております。

今後の取組といたしましては，平成27年度末までの耐震化完了が困難としている尾道市，呉市，福山市の３市につきまして，引き続き，国庫補助金を活用した前倒しについて働きかけるとともに，県立学校における耐震化の加速化ノウハウを提供することなどにより，県内全市町が平成27年度末までに耐震化が完了するよう，一層の取組の強化に努めて参ります。

続きまして，４，「非構造部材の耐震点検・耐震対策状況」について御説明します。

まず（１）の「校舎等の非構造部材」についてでございますが，天井材，照明器具，窓ガラス，外装材等の非構造部材につきまして，耐震点検の実施状況及び点検で判明した異常箇所の耐震対策の実施状況を調査したものでございます。「県内の状況」ですが，耐震点検・耐震対策の実施率とも，いずれの校種におきましても全国平均を上回っております。

４ページを御覧ください。

（２）の「屋内運動場等における吊り天井等」についてでございますが，「ア」で県内

の吊り天井を有する施設の調査結果をまとめております。このうち，国が定める一定規模，すなわち高さが６メートルを超え，面積が200平方メートルを超える吊り天井に該当する棟数は，小・中学校51棟，高等学校12棟などとなっております。次の「イ」におきまして，「ア」のうち，吊り天井がある施設の総点検及び対策の実施状況をまとめております。点検・対策とも不十分な面がございますが，このうち，県立学校につきましては，平成27年度末までに耐震化工事に併せて，全て撤去等の対策を講じる予定でございます。

（３）のアに，「これまでの経緯及び取組」を記載しております。平成13年３月の芸予地震において，本県学校施設の体育館等の大空間建物の天井等が落下する被害が発生して以降，全国的に学校施設の非構造部材の耐震性確保の取組が始まりました。また，平成23年３月の東日本大震災により，学校施設の非構造部材に大きな被害が発生したことなどから，平成24年９月には，文部科学省から，「平成26年度までの総点検の完了」及び「平成27年度までの落下防止対策完了」の要請がありました。県としましては，今後とも国庫補助制度等を活用して，建物の耐震化と併せて，非構造部材の耐震対策を推進するよう，積極的に市町を指導して参ります。

６ページを御覧ください。

県立学校の耐震化状況でございます。（２）の「耐震化の推移」を先に御覧ください。高校と特別支援学校を合わせた県立学校の４月１日現在の耐震化率は75.5％と，昨年度の64.2％から11.3％伸び，平成27年度末までの耐震化率100％の達成に向け，おおむね順調に推移しているところでございます。また，棒グラフにありますように，平成25年度と26年度は，校舎や体育館の耐震補強工事の件数がピークとなり，26年度,27年度は，耐震補強ができない建物の改築工事を進めていく計画としております。

（１）を御覧ください。これまでの「取組状況」につきましては，平成23年６月に耐震補強工事主体で平成27年度末までに耐震化率100％を目指すこととしましたが，平成24年度は一層の加速化のため，低強度コンクリート建物の見直しによる耐震補強工事の実施や部室など小規模建物の前倒し整備など，工期短縮と事業費の縮減を図ったところです。今後の取組につきまして，工事件数が増加しているため，教育委員会施設課，学校と営繕課とが連携を密にして，安全対策に万全を期すとともに円滑な事業の実施に努めて参ります。

（３）の「非構造部材の耐震点検及び対策」につきましては，先ほど全体の概要のところでも触れさせていただきましたが，耐震補強工事に併せて，吊り天井を含め，安全対策工事を実施していくこととしております。

以上でございます。

大野委員長：　ただ今の説明に対して，御質問，また御意見等はございませんか。

平 谷 委 員：　２点伺いたいと思います。

まず，２ページの県内公立小・中学校の耐震化状況の中の尾道市，呉市，福山市は，28年度以降ということですが，具体的な計画は，いつ頃というところを教えていただけたらと思います。

もう一つは，学校訪問に行っていて感じますが，命を守るという意味で，耐震化対策を先行するということは，そうあるべきとは思いますけれど，６ページの５の（１）のアのところの２つ目にあるように，リフレッシュ工事を原則休止という状態が続いている中で，学校の見た目というところがなかなか厳しいものがあります。学校の見た目というのは，それだけで選ぶことはないかもしれないですが，生徒さんが学校を選ぶ選択基準のそれなりのウエートを占めているというところでもありまして，今の現状では，やむを得ないと思いますが，この点について，もしかしたら，28年度以降でしか対応できないのかもしれないですが，ここについて，どのように進めていかれるのか，少し先の話になるかもしれませんが，教えていただけたらと思います。

岡本施設課長：　福山市につきましては，平成24年度にいわゆる二次診断と申しますが，詳細な診断を全ての棟について完了しております。この診断に基づいて，いかに耐震化を今後進めるかという計画を，現在まさに練って，詰めているところでございます。当初は，６月議会で出したいという意向でしたが，若干遅れておりまして，我々としても早目にそういったものは作って，市民に公表するようにということは，申し入れております。

尾道市につきましては，土堂小学校，久保小学校，長江小学校と，いわゆる文化財的価値が高い建物を抱えております。ただ，これも耐震性がないわけですから，県としては，尾道市の方へ文化財的なものであっても，改築するのか，解体して建て直すのか，そういったことについて有識者の会議などを設けて前へ進めるようにという申し入れを

しております。これ以外の建物につきましては，県が行います低強度コンクリート建物の補強の例を参考にしながら，現在，再調査をして，27年度までには，完成したいということになっております。

呉市でございますが，昨年11月に耐震化完了時期の前倒しを行いました。具体的には，平成37年度末という，はるか先でございましたが，平成32年度末まで前倒ししてきております。現在，さらなる前倒しができないかということで，今年の春に知事が市長の方へ要請したこともあり，市の財政部局も含めて本気で検討していることでございまして，我々としても前倒しについて，更に働きかけていきたいと考えております。

福山市について少しつけ加えますと，福山市も何もしていないわけでなくて，かなりの部分を進めております。その中で27年度までに確実に行いますのは，災害時の避難場所となります屋内運動場の耐震化，これはまず完了させます。それから，校舎につきましては，倒壊の危険性が高いとされるＩｓ値0.3未満の建物を優先的に実施すると伺っております。

質問の２点目の学校のリフレッシュでございますが，こちらは，平成23年６月の県の方針で，原則休止し，補強を中心に進めるということにしたわけでございますが，危険な箇所や，あるいは，教育環境上，非常に劣悪な状況があるものについては，現時点でも最小限のリフレッシュはしております。ただ，全体的なリフレッシュとなりますと，やはり27年度の耐震化工事が完了した後になろうかと思います。こちらの方も，現在，耐震化後を見据えたリフレッシュ計画を，今年度の予算要求あたりを目処に整理をしていこうということで取組み始めているとこです。これは，営繕課との協議も必要になりますので，一緒に進めたいと思います。

私どもの方も，いわゆる学び舎やといいますか，学校施設というのは，翻って考えた時も非常に印象に残るし，いい学校で学んだなと，決して華美ではないが，いい学校で学んだと思っていただきたいという趣旨もあって，今年度から自動販売機の収入ございますが，こちらを活用して，高校，特別支援学校全てですが，３ヵ年で250万円をお配りして，環境美化プロジェクトというものに取り組んでおります。これは，例えば，トイレの改修と併せて花を生けたり，標語をやるなど，そういうハードとソフトを子どもたちの方が企画して取り組むものでございまして，そういった取組も，今年度からしていくということです。今年度は，当面，３分の１の33校について予算措置して，この夏休みから工事に入っていただきたいと考えているところでございます。

二 宮 委 員：　県が市町の耐震化工事に対して補助金を出す時に，あくまでも想像ですけれど，ある町は，学校の適正配置，統廃合等を予定しているので，少し待ちたいといった時には，県は，分かりわかりましたと言っているのかもしれません。ところが，同じような計画の中で，６年後には，統廃合する予定が立ちましたが，しかし，その間，この棟は危ないので，６年間かもしれないけれども耐震補強の補助を願いたいといった時には，県は，どういうスタンスになるのでしょうか。

岡本施設課長：　統廃合に伴います耐震化との関係でございますが，まず，基本的スタンスとして，県立学校においても，小規模校も含めて，平成27年度末までに学校として存在し，子どもたちが現にいる学校については，安全性で不公平があってはいけないということで，全ての建物に補強を行います。更に，仮にそれが使わなくなっても，地域のコミュニティー施設であるとか社会福祉施設などで活用される例が多いので，そういった時には，もちろん耐震化していないと人の出入りはできませんから，そういったものにおいても活用が可能であるので，そういうスタンスで市町の方にも指導しておりまして，文部科学省も，現在，耐震補強したものを将来的に割と短いスパンで壊して改築したとしても，国庫補助金の返還は求めませんというスタンスでございますので，そういう立場で進めているところでございます。

ちなみに先ほど県が市町へ補助金を出すといった場合の補助金についてでございますが，これは，国庫補助金を県を経由して支出しているということでありまして，県費の補助ではございません。

大野委員長：　ほかに御意見，御質問等ございませんか。

それでは私の方から，これは意見ということになるでしょうが，連続最下位という見出しで，広島県民の皆さんに非常に不安を与えることになってしまいました。また，広島の学校は危ないというような評価を，もしかしたら全国の皆さんに与えてしまったかもしれない，今回のことであります。それが非常に残念でならない。これだけ教育現場のみんなが頑張って，教育の内容を高めて，非常に頑張ってくれている中で，耐震化率

の問題で，単身赴任で行かなくては，子ども連れていくわけにはいかん，危ないあそこの学校はというようなことになるのが残念でしようがない。したがって，これを何とか改善できないだろうか。やはり地震に関して非常に，広島県の場合は，発生することに関して危機意識が少し低いのではなかろうか。やはり東南海・南海トラフの地震想定でも，広島県が災害なしというわけではない状況にありますので，今からもう少し皆さんに，そういった意味で早めていただくように働きかけて参りたいというように思っている。知事も恐らく同じ思いというよりも，やはり今回の発表は非常にショッキングなことであったと思いますので，よろしくお願いしたいということを意見として申し添えておきます。

ほかに御意見，御質問等ございませんか。

（　な　し　）

大野委員長：　それでは，以上で本件の審議を終わります。

報告・協議３　平成26年度広島県公立高等学校入学者選抜の実施内容について

大野委員長：　続いて報告・協議３，平成26年度広島県公立高等学校入学者選抜の実施内容について，事務当局から説明をしてください。

古前高校教育指導課長：　報告・協議３といたしまして，平成26年度広島県公立高等学校入学者選抜の実施内容について報告いたします。

今回御報告します内容は，平成26年度入学者選抜における校長裁量の実施内容を取りまとめたものでございます。

１ページを御覧ください。

まず，選抜（Ⅰ）についてでございますが，御調高等学校，賀茂北高等学校，加計高等学校芸北分校が新たに実施するため，平成25年度入学者選抜に比べて，３校３学科増加しております。選抜方法といたしましては，各高等学校が共通して実施する面接に加えて，各高等学校，課程，学科・コースの特色に応じて，学力検査以外の独自の選抜方法を実施することができることとしており，各校とも作文，小論文，実技検査等を実施いたします。

次に，選抜（Ⅱ）についてでございます。受検者全員面接について，３校が新たに実施いたします。これにつきましては，学力だけでなく，受検生の意欲や資質を面接を通してみることとしたものでございます。

自校作成問題による学力検査につきましては，尾道東高等学校が従来，国際教養コースだけで行っていたものを普通科全体で行うことといたします。尾道東高等学校は，文部科学省から「英語力を強化する指導改善の取組」事業の指定を受けていることもありまして，英語力強化のモデル校としての特色を一層打出すこととするものでございます。

また，新たに三次高等学校が数学と英語を一般学力検査問題に加えて実施することといたします。三次高等学校で学ぶに当たって必要な基礎・基本の力をみるための選抜を行うためでございます。

更に，トップリーダーハイスクールに指定されております呉三津田，尾道北，福山誠之館，廿日市，府中，安古市高等学校につきましては，これまではそれぞれの学校で実施教科，実施方法を定めて行っておりましたが，この度，トップリーダーハイスクール指定校としての特色を出すために，統一的に数学と英語を一般学力検査問題に加えて実施することといたします。

各高等学校の実施内容につきましては，２ページから４ページにかけて掲載しております。また，５ページ以降には，選抜（Ⅰ）における学校独自の推薦基準を記載しております。いずれも校長が，学校，学科・コースの特色や教育目標，求める生徒像に照らし，自校の入学者選抜のあり方等について検討を重ね，設定したものでございます。

なお，選抜（Ⅱ）において受検者全員面接又は実技検査を実施する学校は，それらの配点及び評価項目を，各校が作成いたします選抜要項において公表することとしております。

以上で報告を終わります。

大野委員長：　ただ今の説明に対して，御質問又は御意見等ございませんか。

二 宮 委 員：　確認ですけれども，自校作成問題のＡ型ですが，つけ加えて更にするという時に，中学生の受検者に過度な負担という観点からは，どうでしょうか，

古前高校教育指導課長：　加えて実施という場合につきましては，教科数は，２教科以内，時間は，50分以内というように制限しておりまして，それは，今，委員御指摘のように受検者の負担というものを考慮したところで，そういった制限を設けているところでございます。

二 宮 委 員：　確認ですけれど，これまで，特に中学校の進路指導の先生から，２教科以内といっても，少し負担が多いのではないですかという，そういう何か連絡はあったのでしょうか。

古前高校教育指導課長：　現時点で把握しておりますところでいいますと，中学校側から，委員が先ほど御指摘くださったようなことについての情報は得ておりません。

平 谷 委 員：　今の二宮先生の質問に関連しますが，自校作成問題が新たにあるということが分かったことを踏まえて，中学校の進路指導担当の先生は，受検を予定している生徒さんに，どのような進路指導，準備というようなことを現実にやっておられるのか，また，そこに本当に混乱とか不安とかはないのか，その辺りについて，どのように把握されていますでしょうか。

古前高校教育指導課長：　過去２年の実施の状況の中で複合しますと，中学校側に問題等について，中学校が進路指導していく上で，あるいは学習指導等をしていく上で，混乱があったということは，私の方は聞いてはおりません。高等学校といたしましても，ここでお認めをいただければ，この後に，中学校に対しても自校作成をこういう形で，こういう力を問う問題を出題をするというようなことは，アナウンスしていくということもあるでしょうし，問題の中身につきましても，これは中学校の学習指導要領の範囲内で，特に何かそれを超えたり，あるいは，いわゆる中学校が混乱するような難問奇問といったような，そういうものを問うものではないということでありますので，その辺りも高等学校としましても作問に当たっては，十分配慮をいたします。私どもも，問題については高等学校に任せっきりということではなしに，私どもの担当指導主事，あるいは審議というものを多くの機会を設けて，内容については，学習指導要領等に照らしながら点検といいますか，学校側と協議するという時間を持っておりますので，その辺りは，十分，当然注意しなくてはいけないことだと思いますが，配慮しながらやって参りたいと思っております。

平 谷 委 員：　伺ったところで大分安心はしたのですが，今のお話は，その通りだと思いますので，そういうお話を前提とすると，なかなか中学校側から意見は出しにくいのかなと。学習指導要領の範囲内だからという話であれば。また，現場として，本当にそれだけなのかなというところは，少し心配されるところがありますので，積極的に情報収集をしていただいて，それで，もし何か対応が必要なところがあれば，御検討いただければと思います。

大野委員長：　御意見として伺っておきますので，よろしくお願いいたします。

ほかに御意見，御質問ございますか。

では，私の方から，自校作成問題について，今，二宮委員，平谷委員からいろいろと御意見，御質問等がありました。私の方からも，これは意見として，自校作成問題を作成して，それで受検をしてもらうということは，やはりその学校経営の中でこういう授業をする，こういう学校をつくっていくために，こういう生徒を募集するというところから始まるものだと思います。したがって，その検証が必要だと思いますよ。やはりこういう問題を作って，それで受検してもらった生徒さんたちに，こういう授業をしたら，こういうように育ちましたという。だから，それがやりっ放しにならないように，是非，自校作成問題をしておられる方々の検証ということまでしてみていただきたいということを意見として申し添えておきます。

（　な　し　）

大野委員長：　ほかに御意見，御質問ございませんか。

それでは，以上で本件の審議を終わります。

続いて，先ほど公開しないと決定した議案等について審議を行いますので，傍聴者の方は退席をしてください。

（14:20）